奄美市公式キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市(以下、「市」という。)公式キャラクター「コクトくん」及び関連する公式キャラクター(以下、「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてキャラクターとは、別に定める奄美市公式キャラクターデザインガイドライン(以下、「デザインガイドライン」という。)に掲載されたデザイン及びこれを展開したものとする。

(キャラクターの使用申請)

- 第3条 キャラクター使用しようとする者は、キャラクター使用申請書(別記第1号様式)に見本品またはデザインを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 奄美市又は奄美市教育委員会が主体的に実施する事業において使用するとき。
 - (2) 国又は鹿児島県等の公的団体が使用するとき。
 - (3) 市立小中学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道目的で使用するとき。
 - (5) その他市長が認めたもの
- 2 キャラクターを使用できる者は、当分の間、原則として奄美群島内の事業 所に限るものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(キャラクター使用承認)

第4条 市長は,次の各号に該当する場合を除き,キャラクターの使用を承認

するものとする。ただし,キャラクターのデザインの統一のため,申請された見本,デザインの修正を求めることがある。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人,政治,思想若しくは宗教の活動に利用し,又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の商品,又は事業所等のためのキャラクターと混同される使用内容である場合
- (4) 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に定める,既にある商品の形態を模倣した商品と判断される場合
- (5) キャラクターを使用することにより,誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) 奄美市若しくはキャラクターの品位を損なう使用内容であると判断される場合
- (7) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (8) 第6条に規定する遵守事項が守られないおそれがあると認められるとき。
- (9) その他市長が使用について不適当と認めたとき。
- 2 前項の承認は,キャラクター使用(変更)承認書(別記第2号様式)をもって行うものとする。
- 3 使用許可があったときは,市で作成した使用許可台帳に登載し,市公式ホ ームページで告知する。
- 4 キャラクターの利用を承認しない場合は、非承認書(別記第3号様式)を 作成し、通知する。

(キャラクターの使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、当分の間無料とする。

(キャラクター使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者は、その使用に際し、次に掲げる

事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター使用申請書に記載された使用目的以外に使用しないこと。
- (2) デザインガイドラインで定められた使用方法を遵守し,キャラクターのイメージを損なう展開又は応用利用をしないこと。
- (3) キャラクターの下部等適切な位置に「奄美市公式キャラクター コクトくん」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが奄美市の著作物であることを示す「⑥奄美市」、「⑥Amami City」の表示をもって代えることができる。
- 2 第3条のただし書きにより使用の申請を省略したものは、次に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) デザインガイドラインで定められた使用方法を遵守すること。
 - (2) 特定のイベントの周知を目的にアレンジされたキャラクターは,基本的にその目的以外には使用しないこと。

(承認内容の変更申請)

- 第7条 使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用承認変更申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認書をもって行うものとする。 (申請の取下げ・使用の中止)
- 第8条 キャラクターの使用申請をした者が,第4条に基づく決定を受ける前に申請を取り下げるとき又はキャラクターの使用承認を受けた者が,使用の中止をしようとするときは,キャラクター使用申請取下書・使用中止申出書(別記第5号様式)により市長に申し出なければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、キャラクターの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると判断した場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書(別記第6号様式)をもって行うものとする。

(責任の制限)

- 第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責を負わない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者と第三者との間において、キャラクターの使用により損害又は損失の発生その他争いが生じた場合、市長は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(商品等の提出)

- 第11条 キャラクターの使用承認を受けた者は、その利用に係る商品等(イラスト・写真を含む。)の完成後30日以内に、実物または実物に代わるものを市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、3条のただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、使用 状況について報告を求め、またはその使用に係る広報物、品物等(イラスト・ 写真を含む。)の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な 事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。